

「高校無償化」に関する意見書

現在、「国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案」いわゆる「高校無償化」法案が衆議院で審議されている。

この法案でいう高校とは、高等学校のほか、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、各種学校の高校相当課程、高等専門学校を指している。すなわち、すべての日本で学ぶ子どもたちに、高校教育の機会を無償で提供するという趣旨の法案であり、看護専修学校やいわゆるインターナショナルスクールなども含むものである。

現在、議論の中で、この中から一部を除外しようとする動きがある。日本に暮らすすべての子どもたちが平等に扱われるべきである。

憲法に照らして考えれば、どこの国の民族の流れをくむ人々であろうと、どういう宗教を信奉する人たちであろうと、どのような出自であろうと、日本に住み日本で学ぶ人々については、基本的に高校教育を無償化する、こうした考え方こそ人としての教育を重視する教育政策として基本とすべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、何らの除外もせずに、すべての子どもたちを無償化の対象とすることを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月29日

三鷹市議会議長 田 中 順 子